

令和元年度 第2回徳島県医療審議会

次 第

令和2年2月25日(火)
午後7時から
徳島グランヴィリオホテル

1 開 会

2 挨 拶

3 報告事項

(1) 第7次徳島県保健医療計画の進捗状況について

4 議 事

(1) 「徳島県医師確保計画(案)」・「徳島県外来医療計画(案)」
について

(2) その他

5 閉 会

徳島県医療審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名	備 考
糸林 剛志	徳島県臨床心理士会理事	
稲井 芳枝	県看護協会会長	
伊庭 佳代	公募委員	
宇都宮正登	徳島市医師会会長	
大山 百合子	県母子寡婦福祉連合会会長	
香美 祥二	徳島大学病院院長	
香川 征	県病院事業管理者	
木下 成三	県医師会副会長	
小池 和成	県消防長会会長	
後藤 哲也	徳島赤十字病院長	
斎藤 恵	県医師会常任理事	
齋藤 伸一	県厚生農業協同組合 連合会 代表理事理事長	
齋藤 義郎	県医師会会長	
坂口 博文	県町村会会長	
櫻木 章司	県精神科病院協会会長	
芝 麗	医療ソーシャルワーカー	
高瀬 美和	県歯科医師会総務委員	
高橋 保子	県栄養士会会長	
田中 優衣	公募委員	
鶴尾 美穂	県医師会生活習慣病予防対策委員会委員	
平山 元	徳島市第一副市長	
藤原 信子	日本労働組合総連合会 徳島県連合会 女性委員会特別委員	
松本 侯	県歯科医師会副会長	
山上 敦子	全日本病院協会県支部理事	
米澤 和美	県社会保険労務士会会長	
和田 朱実	県薬剤師会副会長	

(計 2 6 名)

徳島県医療審議会運営要綱

（設置）

第1条 医療法施行令（昭和61年政令第214号）第5条の21の規定に基づき、徳島県医療審議会（以下「審議会」という。）に医療法人部会（以下「法人部会」という。）、救急医療部会（以下「救急部会」という。）及び医療対策部会を置く。

（法人部会）

第2条 法人部会は、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団が、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき法人の認可を受けようとするとき、その可否について審議を行うこととする。

2 法人部会は、委員10人以内で組織する。

3 法人部会は、法人部会長が招集する。

4 法人部会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは法人部会長の決するところによる。

6 法人部会の決議をもって審議会の決議とする。

（救急部会）

第3条 救急部会は、本県の救急医療供給体制及び救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づく救急病院等の認定について審議を行うこととする。

2 救急部会は、委員10人以内で組織する。

3 前条第3項から第6項までの規定は、救急部会に準用する。

（医療対策部会）

第4条 医療対策部会は、次に掲げる事項につき審議を行うこととする。

（1）医療計画の策定又は見直しについての検討

（2）医療計画における数値目標の達成状況や施策の進捗状況の検証及び評価

2 医療対策部会は、委員15人以内で組織する。

3 第2条第3項から第5項までの規定は、医療対策部会に準用する。

（専門委員）

第5条 医療法施行令第5条の19の規定に基づき審議会に置く専門委員の任期は、審議会委員の任期に準ずる。

（議事）

第6条 審議会及び部会は、それぞれが必要と認めたときは、非公開とすることができる。

2 審議会及び部会の議事については、議事録を作成し、会長（部会にあっては部会長、以下「会長等」という。）が、会長等が指名した委員とともに、これに署名押印しなければならない。

3 部会は、部会長が適当と認めたときは、持ち回りにより審議し、決議することができる。

(庶務)

第7条 審議会及び部会の庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会に関し必要な事項は、会長等が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成元年12月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月22日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年11月25日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。